

第7回検討会議での主な指摘事項（ポイント）

1. 第1章～第2章（8. 除く。）の具体的な記載内容について

- SimilarWebではなく本来はCDN事業者にアクセス数等のデータの提出を求めるべき。
- 出版社は「漫画村」に対して削除要請等を行ったのか。削除要請の有無、時期、請求内容、結果について教えてほしい。（※野間委員から提出された机上配布資料に講談社の対応について記載されている。）
- CDN事業者に対する差止請求・情報開示請求に関する壇弁護士らの意見書の内容を報告書に反映すべき。
- メディアドゥ等の売上が「漫画村」等の閉鎖後に回復したというデータが報告書に記載されているが、4～5年前からのデータを見ないと海賊版サイトの影響があったのか検証できない。
- 協力体制構築については有意義と考えているが、CODAと広告団体との協議体のように、個別テーマ毎に民間主体で協議することが必要。
- 海賊版対策の司令塔となる組織には検索エンジンの関係者も加わるべき。Googleに対してはソフトローで各種措置を積極的に働きかけて進めていかなければならない。
- 国際連携・国際執行の強化は極めて重要。国際的な捜査協力の更なる進展については「期待する」でなく「必要である」としてほしい。
- かつて動画・音楽のダウンロードの違法化・刑罰化は、インターネット史上最大と思われるネット炎上を招いた。それを見越した検討が必要で、現在の海賊版サイトの視聴はストリーミング中心であることも指摘しておく。
- ACTIVE方式について、今までどんな実証実験を何件行い、現在何件のISP事業者が実際にACTIVE方式を利用しているのか教えてほしい。
- 出版界が作るというABJマークがないサイトを検索結果上で降格し、あるものを上昇させるという対応が考えられる。
- アクセス警告方式の効果には確かに限界があるが、信頼できる団体の判断で海賊版サイトのリストを作れば、カジュアルユーザーの閲覧防止には役立つ。
- 違法静止画ダウンロードの違法化について、そろそろ「検討の熟度」は高まったと思うので、早急に検討を進めていただきたい。
- 著作権教育の推進は全ての対策の基盤となるため、早い段階で著作権教育を促進してほしい。
- 協力体制構築について他項目と並列に書くべきではない。これにより他の対策の効果が上がるため。海賊版サイト撲滅のためには、全ステークホルダーがテーブルにつく必要がある。
- 静止画ダウンロードの違法化は国民への影響が極めて大きく、他の対策を行う前提と位置付けることには違和感がある。
- Cloudflareは削除要請に対して海賊版サイト運営管理者のHosting Providerやメールアドレスを教えてくれるだけで、削除要請は無視されている。
- 米国のドメイン没収制度にトライしたが、米国の知財保護が目的の仕組みなので対応してもらえず、民事訴訟の提起を勧められた。

- パッケージ販売からサブスクリプション課金へアーキテクチャが変わっている状況で、漫画業界は何もしなくて良いのか。

2. ブロッキング (第2章8. 及び第3章) について

- 海賊版サイトによって非常に大きな被害があり、他の方法では対応できなかったから本検討会議が始まった。それが出発地点であることを認識してもらいたい。ブロッキングは **One of Them** ではなく最終手段。ブロッキングでしか解決できない場合に海賊版サイトに対処するための選択肢としてブロッキングを残すべき。ブロッキング以外の手段で解決できる道筋を示せるなら **One of Them** にすることも可能だが、現在までそういった議論はない。
- ブロッキングを行うことに対する大きな懸念を継続的に示してきたにもかかわらず、中間まとめではフィルタリングの効果が矮小化され「限界がある」と書かれている。フィルタリングのほうが無理なく効果がある。
- ブロッキングは、利益衡量の著作権の保護と通信の秘密の保護という2つの価値をどう考えるかの問題。NTT 事件判決は損害賠償請求において NTT に作為義務がないとの判断であり、現在行っているブロッキングの立法論に当てはめるのは無理がある。
- 総合対策の一つとしてフィルタリングの普及促進を挙げている。カジュアルユーザーのブロックという点ではフィルタリングで十分だ。また、ブラウザに入れるアドブロックソフトは青少年の違法有害情報へのアクセス対策や、フィッシング詐欺等のセキュリティ対策にも有効だ。アドブロックによる対策は、ISP 業界も一緒に、すぐに始められる対策だ。
- NTT 事件の裁判所は違法情報を止めてはいけないと言っているので、ブロッキングと似ていると考える。
- p.86 の「(CDN 事業者への差止請求の可能性が) 低いと考えられる」という表現は間違い。ブロッキング以外の手段が奏功するののかという指摘があったが、憲法判断では逆に他の手段が奏功しないことを示さなければならない。
- 第3章3. 以下は削除を提案する。
- 内容調整中とあったアメリカ・フランスの状況について、しっかり書き込まれることを期待する。
- 費用面からブロッキングを実施できない ISP 事業者はどうすればよいか。
- ブロッキング回避策への対抗措置を打っても更に回避できる技術が開発される。この (P.82 の7.のすぐ上) 記載だと、技術的余地を残しているように読めてしまう。
- (p.84 の費用負担の B 案に関して) ISP 事業者が負担するということは実質的にユーザーが負担することになるため、その旨を明記してほしい。
- 現状の報告書案は全体的にブロッキングに対する懸念が勘案されていない。
- 通信の秘密について通信法制一般に関わる議論をするのなら、きちんと議論しなければならない。注 51 の脚注にあるような内容を政府文書に書くのは不適當。
- 総合対策については合意が取れているため、これを実行していく点を前面に押し出し、これを支える体制を作っていくと明記するあたりで記載を止めるべき。
- 明らかな違法行為を行っている海賊版サイトで、権利行使したにもかかわらず、違法行為が継続されるサイトに限定してサイトブロッキングが行われるべき。

- 自分と違う考え方は正しくないというのは間違っており、これはサイトブロッキングに対する賛否についても同じだ。
- ブロッキングに関する議論の記載が多いという指摘があるが、本検討会議の議論の大半がそうだったからで、逆に記載が少なければ、それこそ奇異だ。
- (p.76 権利の法的性質について) A 案に否定的な意見があったが、自分も B 案がいいと思う。判決に不服申し立てなどができる権利を認めるか、判決の名宛人になる ISP 事業者が免責されるかも重要だ。
- 今年、著作物を生活の糧にしている人々が海賊版によって大きく脅かされた。この検討会議での議論は今後の社会に必要、かつ議論の経過は社会の共有資産であり、第 3 章以降も含めて報告書に残すべき。
- 議論したことが分量どおり書かれていれば良いという指摘があったが、そもそも検討会議で話し合われる予定だったことが、本来あるべき分量だったか疑問があるところ。
- なぜブロッキングがダメなのか、明確な理由を誰からも聞いていない。外国で行われる違法行為で、ブロッキング以外に対処手段がない海賊版サイトに対するアクセスを止めてはいけなくなると、それは「海賊版サイトがブロッキングされない自由」を守ることではないのか。
- (資料 8 の p.11) 著作権侵害に関してブロッキングを法制化するとすると、プロバイダ責任制限法にある著作権関係ガイドラインの枠組みは全て崩壊する。
- オープンソースの取扱いはインターネットが得意とするところであり、漫画は親和性が高い。ISP 事業者も手伝える点があるのではないか。
- プロバイダは海賊版マンガをユーザーに運んで稼いでいるというのは誤解だ。(ブロッキングのような) 違法行為となる可能性の高い行為を (ISP 事業者は) 要請される一方で、通信事業者の内情が無視されている。
- 通信の秘密の趣旨は、①プライバシー保護、②表現の自由保護、③インターネットの安心・安全の保護を目的とした複合的権利。
- プロバイダが違法行為を止める最良の立場にいると EU は位置づけているが、我が国の法制でそれが許されるか。また、著作権以外の他の法益についても同様ではないか。プロバイダが権利侵害を行っているわけではないのに、他者による権利侵害について責任を負わせて良いのか、といった点について慎重な検討が必要。
- (資料 11 の p.3 に関して) 本検討会議で賛否両論あることだけ確認して、法制化の決定は検討会議外でやるのではないかという疑念がある。そうならないようにすべき。
- 本件は、知的財産戦略本部という閉じた場所で調整可能なレベルの話ではない。通信やインターネットに対して専門性を有している IT 戦略本部と連携を取って対策を進めていく方が効果的だ。
- 総務省が「自由のインターネットか、監視のインターネットかの選択の問題だ」と発言したのは、本検討会議の検討結果により影響を受ける通信事業全体の秩序やインターネットの適切な運営について、本検討会議のスコープに入っていないことを危惧してのものだろう。
- 出版社は自社の利益のためにブロッキングを主張しているわけではない。漫画が盗まれて、産業が成り立たない状況にある。
- インターネットは、著作物の違法配信でユーザーを増やしてきたという面がある。

- 違法情報を見る自由も存在するかもしれないが、保護の必要性は低い。著作権侵害の保護の必要性については、回復可能性や損害の観点から立法事実があると判断できる。
- ブロッキングの法制度整備について検討するのは構わないが、中間まとめに書かれると、そのまま政府の決定として法制化されてしまうおそれがあるので、書くべきでない。

3. 全体について

- 報告書の全体的な章立て・構成を見直すべき。
- 全体的な構成を変えるべきとの修正案については反対。緊急でない会議の構成としてはありだが、今回は緊急の場合にどうするかといった議論だ。
- 海賊版対策をスピーディーに取りまとめてほしい。
- 中間まとめについて、意見が一致しないとの意見もあったが、(第2章の) 様々な対策について皆がほとんどについて一致したと受け止めている。
- 出版社は、マンガ文化を守るという口実で業界の利益を守るようにしか見えない。マンガ家がここに出てきて話をできるようにすることから始めなければならない。
- 本検討会議を、知財政策と IT 政策の対立部分の調整と言ってきたが、知財と IT が相互に求める理念や自由が共存する場を作ると言うべきだった。
- 本検討会議の成果は2つある。一つは、この検討会議ができたこと。もう一つは、コンセンサスが得られないことは両論きちんと書き込むべきとの前提の上で、総合対策を行うという基本的なコンセンサスができたこと。
- 取りまとめに進む上でのポイントは2つ。一つは、これで当面大丈夫と言えるのか。最悪の事態は4月13日の緊急対策の繰り返し。もう一つは、今後の対策のための民間の体制が整うのかどうか。
- 敵は海賊版サイトであり、マンガ・アニメの大国としての対応策を示す意識を、もっと書き込んでいきたい。

4. その他

- 自民党の部会小委員会において、議員からはブロッキングについて肯定的な意見は無かった。